

従来至子軌道に於て支給せし忌引休職は其の血族關係に於て久断止むを得ずと思ふ  
 此の支給せしもの爲ること非私達の之を良人認むるに在ること共に其の情誼に懇謝するもの  
 あり然し一方私達のためと不幸に同情しての休職は其の實際に於てあまりに僅少有るは思  
 へる實父母の死に直面しては再私達傳々永遠の別水の悲しみをあがり人一生の最大の不  
 幸なる尚具の上に喪主となりて葬祭等一般自介の手によつて行はねばならぬ時  
 現在の日數にては到底有り得ずと共に之を以て金目社が最大の日數なりとする時  
 其処には人情及同情の意ありて支給忌引日數としては人間愛の上に大なる矛盾也  
 と言はざるを得ず不幸は二等親ととも同じくなして実子の場合に於ては子供の  
 大小に拘はらず私達の金財產を失かたうにも等しき最大最高の不運不幸と言は  
 ねばならぬならぬ人並に於ける悲慘は死別生別より慘有るは有り世諺に立脚し  
 て左の如き方法によつて改善せらるべきを嘆願するものなり可す

- 一、一等親死亡の時 忌引日數 七日支給
- 二、二等親死亡の時 忌引日數 四日支給
- 三、三等親死亡の時 忌引日數 二日支給
- 四、実子死亡の時 一等親二取扱のト

四、命令公出手当改正の件

嘆願理由

至子軌道に於ける特別の給付及會社の年中行事の一つにあり可き特殊の日には兼  
 意の給付は平常に比すと二倍乃至三倍以上に至るが故に又従業員として従業員  
 として日額に比すと二倍三倍と云ふ米宮の兼降平と會社の収入に比例して明  
 かに身体の疲弊と過労の弊を発生してゐることか証明出来ぬのみならず、  
 又漸く時給務上の内情と事故の防止に苦心する私達の苦心は到底癒癒せしよ